

4 障がい福祉サービス利用の手続き

● サービスを利用するにはどうすればいいの？

障がい福祉サービスの利用については、次のような流れとなります。



相談・申込

「市町村」又は「相談支援事業所」などで、利用に関する相談を行っています。
サービスの利用を希望される方は、お住まいの「市町村」に利用の申請を行います。

調査

市町村の認定調査員があなたのできることや不得意なことなどを調査します。
たくさんの質問をするので、分からない場合は、説明してもらいましょう。

認定

あなたに必要なサービスの目安である「障害支援区分」が決まります。
(区分1～6まであり、区分6の方が支援の必要度が高いことを表します。)

支給決定

あなたの使いたいサービスの希望を役所に伝えます。
障害支援区分やあなたの生活状況などをもとにサービスの支給量などが決まります。

計画

どのような形でサービスを利用するか、相談支援事業者に計画を立ててもらいます。

契約

サービスを利用する事業者・施設を選択し、利用に関する契約を結び、サービスの利用を開始します。

サービス利用

サービスを利用したら、事業者に利用料を払います。利用料が安くなる場合があるので、市町村の職員や相談支援事業者に聞いてみましょう。

